

災害時の避難情報(警戒レベル)の内容が変わりました

# 「警戒レベル4」までに必ず全員避難を！

5月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、「避難情報に関するガイドライン」が公表されましたので、その概要をお知らせします。村民の皆さんは、今後の台風の接近や前線の活発化などによる自然災害の発生に備えるとともに、村等から避難情報が発令された際に、速やかに適切な避難行動が取れるよう準備しておきましょう。

【問い合わせ】防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1522)

## 避難情報等の改定の3つのポイント – 適切な避難が自分の命を守ります –

- 警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)が「避難指示」に一本化されました。**  
→災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、村は警戒レベル4 避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して、立ち退き避難を求めます。
- 警戒レベル5は「緊急安全確保」とされ、すでに災害が発生・切迫している状況とされました。**
- 警戒レベル3の名称が「高齢者等避難」に見直されました。**  
→高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるようにするため、村は警戒レベル3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促します。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
				浸水の情報(河川)		土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ 警戒レベル4 までに必ず避難! ~~~~~						
4	災害の 恐れが高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の 恐れあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2相当	氾濫注意情報	——
1	今後、気象状況悪化 の恐れあり	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当	——	——

## 避難の方法について – 「避難」とは「難」を「避」ける行動をとることです –

避難所に行くことだけが避難の方法ではなく、また安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。普段からさまざまな避難方法(分散避難)について、考えておくことが大切です。

**在宅避難**▼自宅が倒壊や焼損、浸水、流出の危険性がない場合に、そのまま自宅で生活を送る方法です。この場合、生活必需品の備蓄が必要不可欠となります。日頃から食糧や生活必需品を備蓄しておきましょう。

**縁故避難**▼安全な場所に住む親戚や知人の家などに避難する方法です。普段から災害が発生した際に避難することを相談したり、ハザードマップで避難先が安全かどうかを確認したりしましょう。

**自主避難**▼ホテル等に避難する方法です。通常の宿泊料がかかります。事前に避難できそうな施設等をハザードマップで確認しておきましょう。

**垂直避難**▼自宅等の今いる建物内の2階以上などといった高所階へ避難する方法です。家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか、また、浸水深より居室が高いか事前に確認しましょう。水が引くまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分かどうかを確認しておくことも大切です。